



七 発行日  
 八 発行価格  
 九 初期利率の  
 十 適用利率  
 十一 第二期以後  
 十二 利率の適用

額の整数倍の金額によるものとする。

平成十九年十月十五日  
 額面金額百円につき百円  
 〇・八五パーセント

年当たり、各利払期における利  
 子計算期間開始日前行われた利  
 子発行から償還までの期間が九  
 年五か月超の十年利付国債の直  
 近における入札（当該開始日の  
 属する月に行われた入札を除く  
 。）の結果に基づき算出された  
 複利回りから、〇・八〇パー  
 セントを控除した率、ただし、  
 控除した率が〇・〇五パーセン  
 トを下回るときは、その率は〇  
 ・〇五パーセントとする。  
 平成二十年四月十五日を支払期  
 とし、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十三号において規定  
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還総額} \times 0.85}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年十月十五日及び四月十五日  
 を支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六月間に属する  
 利子として、次の算式により算  
 出した金額を支払う。



る災害が発生し、当該災害にか  
 かつたときには当該個人向け国  
 債を有する者が、平成二十年十  
 月十五日前であつても、当該個  
 人向け国債の中途換金を請求す  
 ることができないものとし、その  
 買取金額は、次の区分に応じ、  
 それぞれの算式により算出した  
 金額とする。

(一) 平成二十年四月十五日から  
 平成二十年十月十五日前まで  
 の間の場合

$$\frac{\text{償面金額} + \text{経過利子に相当する  
 の金額} \cdot \text{経過利子に相当する  
 の金額}}{\text{償面金額} + \text{経過利子に相当する  
 の金額} \cdot \text{経過利子に相当する  
 の金額} + \text{経過利子に相当する  
 の金額}}$$

(二) 平成二十年四月十五日前の  
 場合

$$\frac{\text{償面金額} + \text{経過利子に相当する  
 の金額}}{\text{償面金額} + \text{経過利子に相当する  
 の金額}}$$

十九 元利金支

払場所

日本銀行